

## 指定管理者候補者の選定結果について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、西蒲区産業観光課所管の新潟市潟東農村環境改善センターについて、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、以下の通り候補者を選定いたしました。

施設名	新潟市潟東農村環境改善センター
所在地	新潟市西蒲区三方1番地
施設の概要	新潟市潟東農村環境改善センター ○構造 ・鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建 ○建築年 ・昭和55年 ○面積 ・建築面積 795.28㎡ ・延面積 1,112.80㎡ ・1階 749.72㎡ ・2階 344.44㎡ ・P・H階 18.64㎡ 多目的ホール・談話室・第1・2小研修室・第1・2大研修室 ・料理実習室
指定管理者申請者 評価会議	委員 大倉 繁宏（新潟市西蒲区自治協議会 会長） 委員 小林 巧（新潟県新潟地域振興局巻農業振興部 副部長） 委員 河治 恵子（新潟県農村地域生活アドバイザー西蒲区連絡会 会長）
指定管理者（候補者）	団体名 潟東地域コミュニティ協議会 代表者 水野 等（会長） 所在地 新潟市西蒲区三方1番地
指定期間（予定）	平成28年4月1日～平成31年3月31日
募集形態	非公募
選定理由	新潟市潟東農村環境改善センターの指定管理者選定にあたっては、第1回新潟市潟東農村環境改善センター指定管理者申請者評価会議において、指定期間を3年間、募集方法を非公募とする等を決定し、「潟東地域コミュニティ協議会」より指定管理者指定申請書が提出されました。 第2回評価会議において、提出を受けた事業計画書等の資料をもとに、管理運営上の基本方針、管理運営体制、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行いました。 その後、評価会議における評価結果を参考に検討した結果、上記の団体は業務遂行能力を有し適切であるとして選定しました。なお、候補者選定の参考とした上記評価会議における選定基準・評価結果は別表のとおりです。
評価会議における評価	新潟市潟東改善センター指定管理者申請者評価会議において、申請者から提出された事業計画書等の資料に基づき、各委員が評価を行い、申請のあった団体について「適」と評価されました。
スケジュール	第1回評価会議 9月18日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 指定申請書受理 10月1日 第2回評価会議 10月19日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される予定です。
所管部署 (問い合わせ先)	西蒲区産業観光課 農村整備係 TEL：0256-72-8431（直通） E-mail： <a href="mailto:sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp">sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp</a>

## 別表(評価結果)

新潟市潟東農村環境改善センター

選定基準	評価項目	配点	候補者
施設の平等利用の確保	事業理念・運営方針	10点	9.7点
	施設の管理方法	10点	9.7点
施設の平等利用の確保	新潟市の施策に対する理解	5点	4.7点
	予算の範囲内での適正な執行	5点	4.7点
	利用者数アップへの取り組み	5点	4.0点
	事業計画の具体性・実現性	5点	4.7点
	要望や苦情への対応	5点	4.3点
	管理経費削減の具体的な取り組み	5点	3.7点
	他団体との連携	5点	4.7点
	自主事業の提案内容	10点	8.0点
事業計画に沿った管理を安定して行う能力	従事者の雇用・労働条件	5点	5.0点
	人材育成の取り組み	5点	3.7点
	地元経済振興及び雇用確保の取り組み	5点	4.3点
	安全確保・災害時の対応	5点	4.7点
	環境保護の取り組み	5点	3.7点
	社会貢献活動の実績	5点	4.3点
	個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守	5点	4.3点
合計		100点	88.0点

※点数は評価会議委員の3名

--